

京都府公立大学法人

平成 28 年度・年度計画

目 次

I	中期計画の期間	1
II	教育研究等の質の向上に関する事項	1
1	教育等に関する目標を達成するための措置	1
	(1) 人材育成方針を達成するための措置	1
	(2) 教育の内容に関する目標を達成するための措置	2
	ア 入学者の受入れに関する目標を達成するための措置	2
	イ 教育の内容・課程に関する目標を達成するための措置	2
	ウ 教育の方法に関する目標を達成するための措置	4
	(3) 教育環境の充実、向上に関する目標を達成するための措置	4
	ア 教育の実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	4
	イ 教育環境・支援体制の整備に関する目標を達成するための措置	5
	ウ 教育活動の評価に関する目標を達成するための措置	5
	(4) 教育の国際化に関する目標を達成するための措置	5
	(5) 学生への支援に関する目標を達成するための措置	6
2	研究に関する目標を達成するための措置	7
	(1) 研究の内容に関する目標を達成するための措置	7
	ア 目指すべき研究水準・機能に関する目標を達成するための措置	7
	イ 研究成果の社会・地域への還元に関する目標を達成するための措置 ..	8
	(2) 研究環境の充実・向上に関する目標を達成するための措置	8
	ア 研究の実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置	8
	イ 研究環境・支援体制の整備に関する目標を達成するための措置	8
	ウ 研究活動の評価及び管理に関する目標を達成するための措置	9
	(3) 研究の国際化に関する目標を達成するための措置	9

3	地域貢献に関する目標を達成するための措置	1 0
(1)	府民・地域社会との連携に関する目標を達成するための措置	1 0
(2)	行政等との連携に関する目標を達成するための措置	1 0
(3)	産学公連携の推進に関する目標を達成するための措置	1 1
(4)	医療を通じた地域貢献に関する目標を達成するための措置	1 2
4	附属病院及び北部医療センターに関する目標を達成するための措置	1 2
(1)	臨床教育・研究に関する目標を達成するための措置	1 2
(2)	地域医療に関する目標を達成するための措置	1 3
(3)	政策医療の実施に関する目標を達成するための措置	1 3
(4)	診療の充実・強化に関する目標を達成するための措置	1 3
(5)	運営体制の評価と健全な経営に関する目標を達成するための措置	1 4
III	業務運営の改善等に関する事項	1 4
1	業務運営に関する目標を達成するための措置	1 4
2	人事管理に関する目標を達成するための措置	1 5
3	事務等の効率化に関する目標を達成するための措置	1 5
IV	財務内容の改善に関する事項	1 5
1	収入に関する目標を達成するための措置	1 5
2	経費に関する目標を達成するための措置	1 6
3	資産運用に関する目標を達成するための措置	1 6
V	教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項	1 6
1	自己点検・評価に関する目標を達成するための措置	1 6
2	評価結果の業務運営への反映及び公表に関する目標を達成するための措置	1 6

VI	その他運営に関する重要事項	1 7
1	施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	1 7
2	安全管理及び危機管理に関する目標を達成するための措置	1 7
3	環境への配慮に関する目標を達成するための措置	1 8
4	人権に関する目標を達成するための措置	1 8
5	情報発信及び情報管理に関する目標を達成するための措置	1 8
6	法人倫理に関する目標を達成するための措置	1 9
7	大学支援者等との連携強化に関する目標を達成するための措置	1 9
VII	その他の記載事項	
1	予 算	2 0
2	収支計画	2 1
3	資金計画	2 2
4	短期借入金の限度額等	2 3
5	収容定員	2 4

第2期中期計画 【中期計画番号】		平成28年度計画	
		年度 計画 番号	計画内容
I	中期計画の期間 平成26年4月1日から平成32年3月31日		
II	教育研究等の質の向上に関する事項		
1	教育等に関する目標を達成するための措置		
(1)	人材育成方針を達成するための措置		
ア	既成の概念にとらわれず、幅広い視野や柔軟な発想を持つとともに、社会性と豊かな人間性を備える高い教養を身につけ、自らの専門知識、技術、経験を生かし、高い倫理観のもと、誠実に判断し行動できる人材を育成する。【1】	1	・平成29年度からの新教養教育カリキュラム実施に向けた改定作業を進める。 【府大】
イ	企業の社員や自治体職員、学校教員、医療従事者などに対する再教育・訓練や研修機会の充実を図るとともに、長期履修制度をはじめ、学修しやすい環境をつくる。【2】	2	・大学院において、標準年限(博士課程4年、修士課程2年)を超えた計画的な履修を認める長期履修制度を導入する。 【医大】
ウ	教育機器の充実や自学自習スペース(図書館、ラーニングコモンズ等)の整備、参加型学習の充実などを行い、能力を最大限に伸ばし、鍛えた上で社会人・職業人として送り出す教育機能を強化する。【3】	3	・社会人として求められる専門能力を高められるよう、新しいキャリア育成プログラムを実施する。 【府大】
エ	医科大学		
(7)	学部学生に対する研究マインドの涵養教育を充実するとともに、地域医療への理解と関心、使命感を持った医学研究者や医療人を育成する。【4】	4	・府北部・中部地域の医療の拠点となる教育指定病院等において、医学科・看護学科の合同実習を実施する。 【医大】
(4)	大学院の研究環境を整備し、多様な学際的研究活動を推進することにより、世界トップレベルの医療人材や次代を担う指導的人材を育成する。【5】	5	・大学院医学研究科中央研究室において必要な研究機器等の整備を行う。 【医大】
オ	府立大学		
(7)	幅広い教養を備えるとともに、国際的な視野から地域の歴史・文化に対する正しい知識と深い視野を持ち、現代に生起する諸問題に対処できる人材を育成する。【6】	6	・地域の視点及び国際的視点から京都文化を理解し、異文化交流を担える人材の育成を目指し、「国際京都学プログラム」を開設する。 【府大】
(4)	優れた社会認識と深い人間理解を基礎に、地域や社会における政策的課題及び福祉や人間形成の課題を実践的に担う人材を育成する。【7】	7	・授業で、実務家とともに考える機会を設けることにより実践に必要な知見や能力を有する人材を育成する。 ・相談支援の現場で専門職の指導者から受ける直接指導により、社会福祉施策を質の高い形で実現するために必要な人材を育成する。 【府大】
(9)	「生命」と「環境」を共通のテーマとして、広範な視野と論理的判断力を養うカリキュラムを整備するとともに、各学科の専門領域の体系的な教育を実施することにより、京都府域をはじめとする国内産業や住民生活への貢献と国際的に活躍できる人材を育成する。【8】	8	・学科を中心にインターンシップや実地見学などを実施する。 【府大】
(1)	国際化に対応できる豊かな教養と深い学識を身につけ、専門分野で活躍できる高度な専門的職業人や研究者を育成する。【9】	9	・文学研究科では、研究計画・発表について指導を充実し、学士課程と大学院カリキュラムの連結性を高めるとともに、留学生を受入、演習、研究報告会において日本人学生との学術交流などを実施する。 ・学部専門科目の演習の授業に留学生をTA(ティーチングアシスタント)として採用し、教育の国際化に役立てる。 【府大】

第2期中期計画 【中期計画番号】		平成28年度計画	
		年度 計画 番号	計画内容
(オ)	福祉社会の創造をめざして、高度な専門的力量を持って地域・自治体の政策立案及び管理運営に寄与しうる、あるいは住民の多様な福祉ニーズや生涯発達の要求に応えうる高度な専門的職業人や研究者を育成する。【10】	10	・社会学の一線で活躍する研究者を招き研究フォーラムを開催する。 【府大】
(カ)	農学、生命科学、食保健学、物質科学及び生活環境から自然生態系に至る環境科学を対象とした学際的かつ専門的な教育研究を通じて、高度な専門的能力を有する研究者及び社会における実践能力や指導力を有する高度な専門的職業人や研究者を育成する。【11】	11	・カリキュラムの充実に向け、現行カリキュラムの評価・改善項目について、アンケートを実施し、学生の意見や要望をまとめる。 【府大】
(2)	教育の内容に関する目標を達成するための措置		
ア	入学者の受入れに関する目標を達成するための措置		
(7)	入学者受入方針(アドミッションポリシー)に基づく選抜方法の点検と有効な改善を図る。【12】	12	・平成27年度に発生した大学院入試問題範囲漏洩事案を受けて、出題内容・方法、採点に係る相互チェックなど、入試に関する改革を行う。 【府大】
(イ)	府内から多くの志願者を確保し、北部医療の充実に資するため、府教育委員会等と連携した高大連携の取組を充実する。【医大】【13】	13	・府教委と連携し、高校生向けの入試説明会や医学・看護学体験講座、大学説明会や出張授業等を実施する。 【医大】
(ウ)	社会人入学について、大学院での社会人長期履修制度の構築などアドミッションポリシーを明確にした受入を進める。【府大】【14】		
(エ)	留学生の受入体制の充実を進める。【15】		
		14	・留学生受入マニュアルに基づき、円滑に留学生を受け入れる。 【医大】 ・入学試験に係る「外国人留学生入学案内(学部・大学院)」をホームページに掲載する。 ・留学生向けアカデミック・ライティング講座を新たに開講する。 【府大】
イ	教育の内容・課程に関する目標を達成するための措置		
(7)	教養教育の充実		
a	公立大学2大学と国立大学の京都工芸繊維大学という設置形態・学部構成等性格の異なる3大学が、平成26年度新設予定の教養教育共同化施設(仮称)を拠点に、リベラルアーツ系科目の共同開講、京都学や人間学など学際的科目を開講する。 さらに、三大学教養教育研究・推進機構を中心に学修状況、授業の成果や学生のニーズ等を検証し、科目や授業の拡充を図るとともに、新たな教養教育カリキュラム(「京都モデル」)を構築するなど、教養教育の充実・強化を図りながら段階的に共同化を推進する。【16】	15	・教養教育共同化の授業時間(現行月曜午後の3時限)の拡充を目指し、三大学のカリキュラムなどを調整する。 ・平成29年度以降の三大学教養教育研究・推進機構の体制再構築やカリキュラム等の策定等を行う。【共通】
b	クラブ活動の連携や体育施設の共同利用等を通して、学生相互の交流・新たなライフスタイルの創造を促進する。【17】	16	・三大学の学生が学問だけでなくスポーツや文化など様々な分野で交流できるよう支援する。 【共通】
(イ)	医科大学		
a	地域医療への理解と関心、使命感を持った医療人を育成するための実習を推進する。【18】	17	・府北部・中部地域の医療の拠点となる教育指定病院等において、医学科・看護学科の合同実習を実施する。(No.4再掲) 【医大】

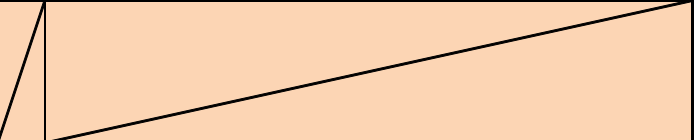
第2期中期計画 【中期計画番号】		平成28年度計画	
		年度 計画 番号	計画内容
b	医学研究科においては、京都府立医科大学・京都府立大学・京都工芸繊維大学・京都薬科大学の4大学連携で取り組んでいる京都ヘルスサイエンス総合研究センターの取組を推進し、ヘルスサイエンス分野の教育・研究・医療を担う人材育成のための教育・研究指導を行う。【19】	18	・府立大学、京都工芸繊維大学、京都薬科大学と連携して京都ヘルスサイエンス総合研究センターの共同研究を推進し、次代のヘルスサイエンスを担う人材の育成に取り組む。 【医大】
c	保健看護学研究科においては、より高度な専門性を持った看護師を育成するための教育指導者の養成と学術的研究環境の充実を図るため、博士(後期)課程の設置など、前期・後期課程に再編することで一貫した人材育成ができる体制を整備する。【20】	19	・保健看護学研究科博士後期課程設置について文部科学省や府等関係機関と調整を行い、設置に向けた準備を進める。 ・保健看護学研究科における博士後期課程設置に向けて教員体制を強化するため、看護学科に新たに医学系教員を配置する。 【医大】
(7)	府立大学		
a	創造的精神と豊かな人間性を育てるため、多彩な科目とアクティブな学習機会により、充実した教養教育を実施する。【21】	20	・平成29年度からの新教養教育カリキュラム実施に向けた改定作業を進める。(No.1再掲) 【府大】
b	人文・社会・自然科学にわたる教育研究と、少人数教育のメリットを活かし、和食の教育・研究等文化と食と農の融合した教育・研究を実施する。【22】	21	・食関連企業等と連携し、教学体系等の検討を進め、和食文化高等教育機関の設置認可申請の事前協議を文部科学省と行う。 ・京都和食文化研究センターの教学・研究体制を強化するとともに、「和食の文化と科学」プログラムを充実する。 ・和食文化の大学コンソーシアム設立に向けて関連大学・研究者との連携・協議を進める。 【府大】
c	多様な資料・文献の読解・分析と種々のメディアによる発信を組み合わせた課程教育を行う。国際京都学センター(仮称)とも協働しながら、地域の歴史・文化を国際的な視点から分析する能力を涵養する。【23】	22	・地域の視点及び国際的視点から京都文化を理解し、異文化交流を担える人材の育成を目指し、「国際京都学プログラム」を開設する。(No.6再掲) ・海外における京都文化発信のワークショップや語学研修、生活・文化の体験等を組み合わせた「世界遺産都市研修」の開講を準備する。 【府大】
d	府内の市町村、経済団体、福祉施設、社会教育施設などの社会組織と連携し、地域から学ぶ教育を推進する。【24】	23	・府内市町村、医療・福祉施設等をフィールド・ワークとした課題学習や実務家等を講師とした授業等を展開する。 【府大】
e	各研究分野の分担と連携のもと、講義・実験・実習を体系的に編成し、最先端の研究に触れさせるなどして、高度かつ専門的知識・技術の習得に至る教育を行う。【25】	24	・科学英語演習の一貫として、英語による講義や、ネイティブによる論文等の校正事例を利用するなど、実戦的な英語能力を高める。 【府大】
f	学士課程を基礎として、より広い知見に基づいた資料・文献の緻密な読解・分析能力、各専攻分野に関する研究能力を涵養するため、きめ細やかな指導を行う。【26】	25	・各専攻の総合演習科目、研究報告会において集団指導を実施する。 ・学士課程を基礎として、より広い知見に基づいた問題意識を涵養する新たな科目の次年度開講を目指し、準備を進める。 【府大】

第2期中期計画 【中期計画番号】		平成28年度計画	
		年度 計画 番号	計画内容
g	高度専門職にふさわしい研究的力量を形成するとともに、総合的な課題解決能力及び学際的な協力共同を行える力量の形成を行う。【27】	26	・京都府及び府内の市町村、福祉施設・団体、NPOなどと連携し、高度専門職にふさわしい事例研究やアクティブ・ラーニングやPBLを充実させる。 ・社会学の一線で活躍する研究者を招き研究フォーラムを開催する。(No.10再掲) 【府大】
h	専門に関連する幅広い知識、創造力、問題解決能力等を培えるように教育を行う。【28】	27	・カリキュラムの充実に向け、現行カリキュラムの評価・改善項目について、アンケートを実施し、学生の意見や要望をまとめる。(No.11再掲) 【府大】
ウ	教育の方法に関する目標を達成するための措置		
(7)	少人数や双方向の授業を充実するとともに、府内自治体や企業等でのインターンシップなどの体験学習、臨床教育や府内各地をフィールドとした授業等を実施する。【29】	28	・京都の地域創生を担う人材の育成のため、COC+事業(地(知)の拠点大学による地方創成推進事業)として「地域創生人材育成プログラム」を実施する。 【府大】
(4)	PBL(プロジェクト・ベースド・ラーニング)を充実させ、学生が自ら活動しながら学ぶ機会を拡大する。【府大】 ※PBL(Project-Based Learning)「課題解決型学習」【30】	29	・京都の地域創生を担う人材の育成のため、COC+事業(地(知)の拠点大学による地方創成推進事業)として「地域創生人材育成プログラム」を実施する。(No.28再掲) 【府大】
(5)	医学科カリキュラムにおける臨床実習(72週化)に基づき、知識や技能の向上を図るとともに、看護教育における実習施設の拡充と教育指導体制の整備を行う。【医大】【31】	30	・平成29年度からの臨床実習72週化に向けて、屋根瓦方式による教育実施体制などの構築を進める。 【医大】
(E)	臨床実習の充実や質保証を図ることにより、医師、看護師等国家試験においての新卒受験者全員の合格を目指す。【医大】【32】	31	・医師国家試験及び看護師国家試験等の新卒受験者全員の合格を目指し、きめ細かい支援を行う。 【医大】
(オ)	学生の日常の学習ガイドとしても活用できるようシラバスを充実させ、学習意欲を喚起するとともに、学習成果の評価・判定全般の厳正化・適正化に引き続き努め、適切な単位認定、進級・卒業判定を行う。 大学院における研究活動や専門能力の評価体制をFDのテーマとするなど、成績評価と学位論文審査を適正に行う。 ※FD:大学教員の教育能力、資質の向上のための組織的な取組のこと 【33】	32	・学生がWebシステムによりシラバスや授業日程を閲覧等ができるよう情報環境の維持・改善等を行う。 【医大】 ・CAP制の導入や、成績評価の厳格性・客観性を担保する仕組みなど具体案を作成する。 【府大】
(3)	教育環境の充実、向上に関する目標を達成するための措置		
ア	教育の実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置		
	教員体制・職員体制の充実を進めるとともに、教員の多様性を確保するために、客員教授や特任教授などの制度を活用して、優れた人材を幅広く確保する。 【34】	33	・特任教員、客員教員制度などの活用により、大学の教育、研究及び医療の質の向上に資する幅広い分野における優れた人材を確保する。 【共通】 ・保健看護学研究科における博士後期課程設置に向けて教員体制を強化するため、看護学科に新たに医学系教員を配置する。(No.19一部再掲) 【医大】

第2期中期計画 【中期計画番号】		平成28年度計画	
		年度 計画 番号	計画内容
イ	教育環境・支援体制の整備に関する目標を達成するための措置		
(7)	狭隘化の解消や耐用年数を経過した施設・設備・機器の更新等により教育環境の整備・改善を進めるとともに、高度情報化教育や情報通信技術、学生ポータルサイトの活用等により、教育の情報化を推進する。【35】	34	・大学院医学研究科中央研究室において必要な研究機器等の整備を行う。(No.5再掲) ・医大教養教育の図書の新総合資料館(仮称)への移転に向けた準備を行う。 【医大】 ・文学部、図書館の新総合資料館(仮称)への移転に向けた準備を行う。 ・耐用年数を経過した情報機器の更新等により教育環境の整備・改善を進める。 【府大】
(4)	大学の教育・研究・診療に資する蔵書の維持・充実と一層の電子化を実施するとともに、新総合資料館(仮称)と連携して情報収集力・情報発信力の充実・強化を行う。【36】	35	・大学の教育・研究等支える情報を提供するために必要な電子ジャーナル・データベースの維持や電子ブックの購入等を行う。 【共通】
(5)	学術情報メディアセンター(仮称)設置の検討を進める中で、新総合資料館(仮称)に移転する附属図書館の機能と全学情報システム機能を高め、高度情報化と情報教育の充実を図る。【府大】 【37】	36	・耐用年数を経過した情報機器の更新等により教育環境の整備・改善を進める。(No.34一部再掲) 【府大】
ウ	教育活動の評価に関する目標を達成するための措置		
(7)	自己点検・評価活動と連携したFD活動を強化するとともに、学生による授業評価や第三者による評価制度を導入し、カリキュラムや教育体制の改善に取り組む。【38】	37	・臨床実習72週化など医学教育に関する諸課題について医学教育FDを開催し、教員共通の課題として認識し取り組みを進める。 ・学生による授業評価を行うなど、教育の改善に取り組む。 【医大】
		38	・(独)大学評価・学位授与機構の認証評価において、「大学評価基準を満たしている」との認定を受ける。 【府大】
(4)	医学教育ワークショップ及び看護学教育ワークショップを開催し、教育の活性化と質の向上を図る。【医大】 【39】	39	・教育の活性化と質の向上を図るため、医学教育FD(ワークショップ)及び看護学教育セミナー(ワークショップ)を開催する。 【医大】
(5)	自己点検・評価活動やFD活動を強化するなど、大学独自の視点で内部質保証に取り組む。【府大】 【40】	40	・(独)大学評価・学位授与機構の認証評価において、「大学評価基準を満たしている」との認定を受ける。(No.38再掲) 【府大】
(4)	教育の国際化に関する目標を達成するための措置		
ア	グローバル化戦略アクションプランを策定し、教育研究における人材育成、留学生の受入・派遣支援の強化、国際共同研究の推進、国際学術交流センターの体制の強化、海外の研究者の招へいなど、国際化を推進する。【医大】 【41】	41	・留学生などの受入・派遣先をさらに拡充するため、海外大学と新たな国際学術交流に係る協定を1件以上締結する。 【医大】

第2期中期計画 【中期計画番号】		平成28年度計画	
		年度 計画 番号	計画内容
イ	留学生の受入や日本人学生の海外留学、国際交流協定校等との交流促進、関連情報の収集と発信を強化するため、国際センター(仮称)を設置する。【府大】 ＜数値目標＞留学生の全学生に対する割合 2%以上【42】	42	・国際交流協定締結校との交流や受入留学生のニーズを把握し、国際センター(仮称)の整備に向けて関連情報を収集する。 ・レーゲンスブルク大学への中期留学(5箇月間)プログラムを実施する。 ・入学試験に係る「外国人留学生入学案内(学部・大学院)」をホームページに掲載する。(No.14一部再掲) ・留学生向けアカデミック・ライティング講座を新たに開講する。(No.14一部再掲) 【府大】
ウ	教養教育共同化の中で、新たに国際的な視野を修得させる異文化理解教育を実施する。【43】		
エ	英語等による授業の拡充や英語力を重視したカリキュラム編成を実施し、国際社会で活躍することができる人材を育成する。【医大】【44】	43	・医学科では、新たに第3学年時に「医学英語」を開講し、第1学年時より継続した英語教育を実施することにより、英語力の向上を図る。 ・看護学科では、第4学年時に「国際看護英語」を開講する。 ・海外の研究者を講師として招聘し、英語等による大学院特別講義を開催する。 【医大】
(5)	学生への支援に関する目標を達成するための措置		
ア	学生ポータルサイトの構築など学生の学習環境の情報化と学生サービスの充実を促進するとともに、学生の自主学習が十分に行える施設の整備を行う。【医大】【45】	44	・学生がWebシステムによりシラバスや授業日程を閲覧等ができるよう情報環境の維持・改善等を行う。(No.32一部再掲) 【医大】
イ	キャンパス整備の進行と並行して、自学自習スペース(図書館、ラーニングcommons等)の整備を進めるとともに、参加型学習の充実など、学修の質を高める取組を充実する。【府大】【46】	45	・新総合資料館(仮称)の諸施設(図書館や自学自習スペース等)が効果的に活用されるよう京都府との協議を進める。 【府大】
ウ	学生のニーズに応じた学習支援やメンタルヘルス、ハラスメント等の学生相談に対する体制の充実を図る。【47】	46	・平成27年度に府立大学で発生した飲酒死亡事故を受け、再発防止に向けて学生に対する安全教育(研修)等を実施する。 【共通】
		47	・新入生に対する入学時のオリエンテーションを実施するとともに、ハラスメント等に関する学生相談担当教員を学生便覧等に記載して周知する。 ・学生相談室を開設し臨床心理士によるカウンセリングの実施や、学生、教員や保護者からの相談受付を行う。 【府大】
エ	経済的に修学が困難な学生に対し、授業料等の減免措置を講じるとともに、各種団体の奨学金制度を積極的に情報提供するなど、幅広い支援を行う。【48】	48	・経済的に修学が困難な学生に対し、面談等により十分な実態把握に努め、必要に応じて授業料等の減免措置を講じる。 ・各種の奨学金制度の案内を行うなど、幅広い支援を行う。 【共通】 ・独自の育英基金制度により、親(両親又は父母のいずれか)がいない若しくは災害を被った学生への奨学支援を行う。 【府大】

第2期中期計画 【中期計画番号】		平成28年度計画	
		年度 計画 番号	計画内容
オ	卒業生のワークライフバランスへの支援として、再就職、キャリア開発のための支援を行う。【医大】【49】	49	・看護実践キャリア開発センターにおいて、卒後3年間のキャリア教育や復帰支援のための研修等を実施する。 ・各学年に指導教員を配置し、進学・就職などの相談・指導を実施する。 【医大】
カ	地域社会に貢献しうる人材の育成をめざし、キャリア教育の充実を図るとともに、経済界と連携した就職・進路指導を行う。【府大】【50】	50	・キャリア育成プログラムに基づくキャリア教育を実施するとともに、就職担当教員との連携をさらに密にして、学生の就職活動の支援を推進する。 ・京都の地域創生を担う人材の育成のため、COC+事業(地(知)の拠点大学による地方創成推進事業)として「地域創生人材育成プログラム」を実施する。(No.28再掲) 【府大】
2	研究に関する目標を達成するための措置		
(1)	研究の内容に関する目標を達成するための措置		
ア	目指すべき研究水準・機能に関する目標を達成するための措置		
(7)	4大学連携で取り組んでいる京都ヘルスサイエンス総合研究センターにおける共同研究を推進し、科研費等の外部資金を導入し、大型プロジェクト化を行う。【51】	51	・ヘルスサイエンス総合研究センターの共同研究において、外部資金申請を1件以上行う。 【共通】
(4)	先進医療及び先端医学研究を推進するとともに、基礎研究、臨床研究、保健看護研究等の研究成果の実用化等により、地域医療や地域社会における健康の維持増進に貢献する。【医大】【52】	52	・2020年のオリンピック・パラリンピックに向けたアスリートに対する医療サポートをはじめ、スポーツによる健康増進や障害者スポーツの振興に貢献するため、大学院医学研究科に新規科目並びに医学科教室を設置する。 ・ホウ素中性子捕捉療法(BNCT)開発のための研究計画を作成する。 【医大】
(9)	国際的視野からの研究の発展と研究交流事業を推進する。【府大】【53】	53	・国際交流協定締結校との交流や受入留学生のニーズを把握し、国際センター(仮称)に求められる関連情報の収集等に着手する。(No.42一部再掲) ・レーゲンスブルク大学への中期留学(5箇月間)プログラムを実施する。(No.42一部再掲) ・留学生向けアカデミック・ライティング講座を新たに開講する。(No.14一部再掲) 【府大】
(1)	文学部を中心とした全学体制で、国際京都学センター(仮称)と連携し、国際京都学の学際的共同研究を積極的に担い、成果を府民に還元する。【府大】【54】	54	・京都府、資料館と連携し、国際京都学シンポジウムや京都学に係る共同研究を実施する。 【府大】
(4)	地域の諸課題の解決に資する学際的研究を推進する。【府大】【55】	55	・平成27年度に見直しされた地域公共政策士の基準にあったプログラムを実施するとともに、地域資格制度に係る科目の北部展開の検証に着手し、今後の展開に向けての課題を整理する。 【府大】
(4)	大学間連携共同教育推進事業(北部連携事業、グローバル人材育成)を推進する。【府大】【56】	56	・大学間連携の中で、地域公共政策士等の資格が取得できるプログラムを実施・充実する。 【府大】
(4)	北山文化環境ゾーン整備に関連して、府立植物園との連携により自然史系環境情報の収集・発信・普及啓発を推進するための研究体制・設備の充実を図る。【府大】【57】	57	・植物園と連携して、自然史系環境情報に関するホームページを開設し、ACTRの研究成果及び活動状況を発信するとともに、研究会などを行う。 【府大】

第2期中期計画 【中期計画番号】		平成28年度計画	
		年度 計画 番号	計画内容
(7)	精華キャンパスにおける植物バイオ等、新たな研究を推進し、行政や企業等との共同研究、産業振興を図る。【府大】【58】	58	・健康機能性野菜量産化技術を各企業のニーズに応じて提供し、「植物工場ビジネス」に関わる協力企業を増やす。 【府大】
(7)	「和食」の研究の深化と情報発信のための研究体制・設備の充実を図る。【府大】【59】	59	・食関連企業等と連携し、教学体系等の検討を進め、和食文化高等教育機関の設置認可申請の事前協議を文部科学省と行う。 ・京都和食文化研究センターの教学・研究体制を強化するとともに、「和食の文化と科学」プログラムを充実する。 ・和食文化の大学コンソーシアム設立に向けて関連大学・研究者との連携・協議を進める。 【府大】 (No.21再掲)
イ	研究成果の社会・地域への還元に関する目標を達成するための措置		
(7)	地域連携センターの「地域貢献型特別研究(府大ACTR)」を通じた地域との共同研究や、京都政策研究センターの府内自治体のシンクタンク機能を充実する。【府大】【60】	60	・「京都政策研究センター」と「地域連携センター」の機能を統合し、一体的に展開するとともに、次年度の組織再編に向けた準備を行う。 【府大】
(4)	教員の研究業績や研究内容のデータベースを活用し、ホームページで広く公表するなど、教育研究活動について広く社会へ向けて情報発信する。また、著書・論文の執筆、学会での発表、特許等を通じて、研究活動の成果を広く社会に還元する。【61】	61	・学術機関リポジトリを利用して学位論文(博士)等を公表するなど、発信コンテンツを充実させる。 【共通】
(7)	世界トップレベルの医療を地域に提供するため、最先端の研究・診療機器の導入等により研究を推進し、研究成果の実用化等により、府民等の健康増進に寄与する。【医大】【62】	62	・最先端がん治療研究施設での陽子線がん治療の実施に向け、医療従事者(医師・医学物理士・放射線技師)の人材育成を行う。 【医大】
(2)	研究環境の充実・向上に関する目標を達成するための措置		
ア	研究の実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置		
(7)	国内外の大学、病院等の医療機関、試験研究機関、行政機関、民間企業との研究交流の推進や外部の優秀な人材の受入れなどができる支援体制及び施設の整備・充実を行う。【共通】【63】	63	・国際交流協定締結校との交流や受入留学生のニーズを把握し、国際センター(仮称)に求められる関連情報の収集等に着手する。(No.42一部再掲) 【府大】
(4)	地域課題の解決に向けた研究や若手研究者の研究を支援するため、十分な予算を確保することにより、法人・大学独自の支援措置を充実し、資源の戦略的配分を行う。【共通】【64】	64	・地域課題の解決に向けた研究や若手研究者の研究を支援するための研究助成を活用し、優れた研究に対して研究費の重点的な配分を行う。 【共通】
イ	研究環境・支援体制の整備に関する目標を達成するための措置		
(7)	中核的研究センター等の再編・整備を検討し、新たな研究センターの枠組みを整備する。【医大】【65】		
(4)	機関リポジトリシステムの構築を進め、研究成果の発信体制の整備を図る。【府大】【66】	65	・学術機関リポジトリを利用して学位論文(博士)等を公表するなど、発信コンテンツを充実させる。(No.61再掲) 【府大】
(7)	サバティカル制度を活用し、教員の海外等での研究活動を推進する。【府大】【67】	66	・サバティカル制度を通じた教員の研究活動を推進する。 【府大】

第2期中期計画 【中期計画番号】		平成28年度計画	
		年度 計画 番号	計画内容
(イ)	研究成果として創出された知的財産の権利化、知的財産の技術移転活動及び実用化を積極的に行う。【68】	67	・知的財産の取扱いに関する留意事項等をホームページに掲載するとともに、定期的に全学メールでの周知を行い、知的財産に対する教職員の意識啓発を行う。 【医大】 ・公開された特許等について、研究シーズ紹介フォーラムや展示会等でのPRを行う。 【府大】
(オ)	学内共同研究を推進するため、中央研究室の研究設備の計画的な整備を進める。【医大】【69】	68	・大学院医学研究科中央研究室において必要な研究機器等の整備を行う。(No.5再掲) 【医大】
(カ)	学術的に高いレベルの研究を進め、その成果を社会に還元するために、老朽化した設備・機器を更新するなど研究環境を計画的に整備する。【府大】【70】	69	・機器整備委員会において、従前の共同利用機器の利用も含め、設備・機器など研究環境整備についての将来計画を立てる。 【府大】
ウ	研究活動の評価及び管理に関する目標を達成するための措置		
(7)	研究成果や業績を、学会活動や学術発表活動等を通じて学外から研究活動の評価を受け、研究活動の質の向上に繋げる。【71】	70	・研究活動の成果を記者発表や様々な広報媒体を活用して発表する。【共通】
(4)	研究活動に係る透明性の確保や、不正行為や利益相反防止策による指導強化に努め、必要な関係規定を充実する。【72】	71	・企業等との研究活動における利益相反情報の公表・開示を一層推進することにより透明性をさらに向上させるため、自己申告基準及び公表基準の額の引き下げを行う。 【共通】
(ウ)	研究開発・質管理向上統合センターを新設し、基礎研究から臨床研究・実用化までの一貫した支援・指導と研究倫理教育を重点的に実施するとともに、モニタリング、データ管理、監査を行うなど、医学研究全般の科学性・倫理性を適正に担保し、研究の質管理を一元的に行う。【医大】【73】	72	・研究開発・質管理向上統合センターにおける研究活動の支援や不正防止に向けた取組を、継続的かつ安定的に行えるよう新たに利用料金制度を導入する。 【医大】
(3)	研究の国際化に関する目標を達成するための措置		
ア	グローバル化戦略アクションプランを策定し、教育研究における人材育成、留学生の受入・派遣支援の強化、国際共同研究の推進、国際学術交流センターの体制の強化、海外の研究者の招へいなど、国際化を推進する。【再掲】【医大】【74】	73	・留学生受入マニュアルに基づき、円滑に留学生を受け入れる。(No.14一部再掲) ・留学生などの受入・派遣先をさらに拡充するため、海外大学と新たな国際学術交流に係る協定を1件以上締結する。 (No.41再掲) 【医大】
イ	海外の大学・研究機関等との共同研究活動を推進するとともに、国際学術交流促進のため、国際センター(仮称)を設置する。【府大】【75】	74	・国際交流協定締結校との交流や受入留学生のニーズを把握し、国際センター(仮称)の整備に向けて関連情報を収集する。(No.42一部再掲) 【府大】
ウ	サバティカル制度を活用し、教員の海外等での研究活動を推進する。【府大】【再掲】【76】	75	・サバティカル制度を通じた教員の研究活動を推進する。(No.66再掲) 【府大】

第2期中期計画 【中期計画番号】		平成28年度計画	
		年度 計画 番号	計画内容
3	地域貢献に関する目標を達成するための措置		
(1)	府民・地域社会との連携に関する目標を達成するための措置		
ア	「国際京都学センター(仮称)」と連携して文理融合、横断的・学際的に「京都学」を研究するとともに、京都府、府立総合資料館、その他関係機関とネットワークを構築し、京都における文化芸術の継承と創造、産業の発展、地域振興やまちづくりなど社会貢献を図る。また、その成果を府民に還元する。【府大】【77】	76	・西安外国語大学や陝西師範大学をはじめとする国内外の大学・研究機関・博物館と提携し、国際京都学の展開に資する交流ネットワークを充実する。 ・京都府、資料館と連携し、国際京都学シンポジウムや京都学に係る共同研究を実施する。(No.54再掲) 【府大】
イ	地域連携センターや京都政策研究センターの体制を充実し、京都府をはじめ府内市町村のシンクタンク機能を強化する。【府大】【78】	77	・「京都政策研究センター」と「地域連携センター」の機能を統合し、一体的に展開するとともに、次年度の組織再編に向けた準備を行う。(No.60再掲) 【府大】
ウ	将来を担う青少年の京都への理解を深めるため、地域連携センター、附属農場・演習林等における公開講座や体験学習等を通じて、高度な学術研究を青少年にわかりやすく伝える機会を拡大するとともに、府教育委員会と連携した高大連携の取組を行う。【府大】【79】	78	・演習林や農場等をフィールド教育の場として、全学的な実習、他機関との共同利用等を推進し、青少年を対象とした演習林野外セミナーをはじめ多くの府民等を対象とした体験学習会などを開催する。 ・桜楓講座について、中高年齢層だけでなく青少年層も関心が持てるような内容、レベルの講座を開講する。 【府大】
エ	桜楓講座や医大公開講座などの生涯学習講座の充実を図り、より多くの府民等に参加を促す。 ＜数値目標＞ (府大)生涯学習講座の受講者数を、中期目標期間中に10%以上増加させる。【80】	79	・医療・看護に係る府民向け公開講座や、市町村と協力しての健康セミナーを開催する。 【医大】 ・桜楓講座について、中高年齢層だけでなく青少年層も関心が持てるような内容、レベルの講座を開講する。(No.78一部再掲) ＜数値目標＞ (府大)生涯学習講座の受講者数を、中期目標期間中に10%以上増加させる。 【府大】
オ	図書館の府民公開を推進するとともに、所蔵する歴史的資料の展示を促進するため施設整備や電子化を進め、府民に積極的に提供する。【医大】【81】	80	・附属図書館所蔵の貴重書のデジタルアーカイブ化を実施し、府民が利用できるようホームページで公開する。 【医大】
カ	府大図書館の土日開館、府民貸し出しなど利用サービスの拡大を図り、府民公開を推進する。【府大】【82】	81	・新総合資料館(仮称)への移転に合わせ、一般府民への図書貸出等サービス充実を図るため必要な条件整備を行う。 【府大】
(2)	行政等との連携に関する目標を達成するための措置		
ア	地域貢献型特別研究(府大ACTR)等の大学と地域社会との共同研究、大学の教育・研究成果を活用した地域貢献を通して、地域社会を担う人材の育成を充実する。【83】	82	・包括協定先市町等との懇談会を開催し、地域の課題・ニーズを把握する。 ・より地域ニーズに即したものとなるよう府大ACTRの研究テーマの選定方法等について見直しを行うなど、調査研究活動を強化するとともに、その成果を広く情報発信する。 ・地域研究の実践・展開の場から学び、将来に活かせるネットワークづくりにも資するよう新たに市町村から研修生を受け入れる。 【府大】

第2期中期計画 【中期計画番号】		平成28年度計画	
		年度 計画 番号	計画内容
イ	京都府をはじめ市町村の政策策定への協力を行うとともに、NPO団体等との連携を強化し、地域社会を担う人材の育成を充実する。【府大】【84】	83	・包括協定先市町等との懇談会を開催し、地域の課題・ニーズを把握する。 ・より地域ニーズに即したものとなるよう府大ACTRの研究テーマの選定方法等について見直しを行うなど、調査研究活動を強化するとともに、その成果を広く情報発信する。 ・地域研究の実践・展開の場から学び、将来に活かせるネットワークづくりにも資するよう新たに市町村から研修生を受け入れる。 【府大】 (No.82再掲)
ウ	食と健康・農、文化の専門分野を活かし、「和食文化」の学際的な教育・研究を推進するため、医科大学等の教育研究機関・行政・食の専門家等と連携し、茶道、華道等の伝統文化や陶磁器、漆器等の伝統工芸、さらに寺社仏閣など幅広い京都の文化、観光等をテーマにした和食文化の連続講座の開講をはじめ、学部横断型プログラムを開発し、授業等を実施するとともに、それらの取組成果を検証しながら、学部・学科の設置や学位創設を目指す。【府大】【85】	84	・食関連企業等と連携し、教学体系等の検討を進め、和食文化高等教育機関の設置認可申請の事前協議を文部科学省と行う。 ・京都和食文化研究センターの教学・研究体制を強化するとともに、「和食の文化と科学」プログラムを充実する。 ・和食文化の大学コンソーシアム設立に向けて関連大学・研究者との連携・協議を進める。 【府大】 (No.21再掲)
エ	地域貢献型特別研究(府大ACTR)等を通じて、包括協定をしている市町村等との協働事業を推進する。【府大】 ＜数値目標＞ 包括協定市町村・関係機関・団体等数10以上【86】	85	・包括協定先市町等との懇談会を開催し、地域の課題・ニーズを把握する。 ・より地域ニーズに即したものとなるよう府大ACTRの研究テーマの選定方法等について見直しを行うなど、調査研究活動を強化するとともに、その成果を広く情報発信する。 ・地域研究の実践・展開の場から学び、将来に活かせるネットワークづくりにも資するよう新たに市町村から研修生を受け入れる。 【府大】 (No.82再掲)
(3)	産学公連携の推進に関する目標を達成するための措置		
ア	研究成果として創出された知的財産等を府内の産学公連携イベント・大学HP等を通して、情報発信を行うとともに、地元企業等からの技術相談を実施することにより、研究成果の技術移転を促進する。【87】	86	・京都銀行との地域創生に係る包括連携協定を締結し、産学公連携による地域活性化事業等に取り組む。 【共通】
		87	・知的財産の取扱いに関する留意事項等をホームページに掲載するとともに、定期的に全学メールでの周知を行い、知的財産に対する教職員の意識啓発を行う。 【医大】 ・公開された特許等について、研究シーズ紹介フォーラムや展示会等でのPRを行う。 【府大】 (No.67再掲)
イ	地域連携センターの産学公連携機能を引き継ぎ、地域の中小企業や農業事業者等との連携の強化、また大学発ベンチャー企業の育成等総合的な産学公連携活動を支援する組織(リエゾンオフィス(仮称))を構築する。【府大】【88】	88	・学内シーズ集の新規作成やコーディネーターを中心に企業ニーズを把握し、大学シーズとの積極的なマッチングを行うなど産学公連携を促進する。 【府大】

第2期中期計画 【中期計画番号】		平成28年度計画	
		年度 計画 番号	計画内容
ウ	＜数値目標＞産業界等からの共同研究・受託研究等の件数を、中期目標期間中に10%以上増加させる。【89】	89	・産業界等からの共同研究・受託研究等の件数を、中期計画目標期間中に10%以上増加させる。 【共通】
(4)	医療を通じた地域貢献に関する目標を達成するための措置		
ア	教育研究成果の社会還元や、地域医療を支える医療従事者及び指導者の育成、府内の医療機関及び行政機関への継続的な医師配置等、地域医療を支える拠点として多面的な地域貢献を行う。【90】	90	・医療センターを中心に、地域医療・保健行政の前線基地である保健所への人材供給等を行う。 【医大】
イ	学生はもとより、地域医療機関等から受け入れた医師、看護師、コメディカルなどを高度な医学教育により優秀な医療人として育成するとともに、府内の医療機関と教育、研究、治療面における連携を深め、地域医療を支える医療人を輩出するための拠点として中核的な役割を果たす。 ※コメディカル：臨床検査技師、放射線技師等の医師、看護師以外の医療従事者 【91】	91	・コメディカルについて、実習受入等を進める。 ・看護実践キャリア開発センターにおいて「緩和ケアを推進する看護師養成プログラム」の充実を図るなど、看護師の育成に取り組む。 【医大】
ウ	関係機関との連携を強化し、認知症総合対策への協力をはじめ、京都府が行う地域包括ケアの取組を支援する。【92】	92	・地域包括ケアを推進するため、地域の医療機関や介護関係機関等を訪問するなど、連携の強化に取り組む。 ・地域の医療・介護関係者、家族と連携・協力し、全病棟において退院支援計画書の作成に取り組む。 【医大】
4	附属病院及び北部医療センターに関する目標を達成するための措置		
(1)	臨床教育・研究に関する目標を達成するための措置		
ア	病棟整備や最先端の医療機器の導入等により、病院機能の強化や体制整備を行い、国家レベルの医学研究拠点及び臨床教育拠点を目指す。【93】	93	・附属病院において、MFICU(母体胎児集中治療室)の整備や老朽化した北病棟の解体・撤去工事及び精神科病棟移転のための病棟改修工事の準備に着手する。 【医大】
イ	臨床治験センターの体制を強化し、臨床治験及び先進医療を積極的に推進する。【94】	94	・臨床検査について、各分野手順書、品質マニュアルの作成、施設改修、模擬審査及び認定審査を受け、国際規格「ISO15189」の認定を取得する。 ・先進医療について、年1件以上の新規承認申請を行う。 【医大】
ウ	地域医療・チーム医療マインドを持つ医療人の育成のため、卒前(学部)及び卒後(卒後臨床研修・大学院・海外留学)における教育の連携を強化し、臨床教育を一貫して行う体制を体系的に整備する。【95】	95	・卒前・卒後における教育の連携を強化するとともに、地域研修や学内での研修体制の整備や他院からの研修医の受入体制を整備する。 【医大】
エ	専攻医・研修医等の臨床教育環境の整備及び処遇改善に努め、臨床教育の一層の充実を図ることにより、優れた人材を確保する。 ＜数値目標＞ 学生の府内就職率 医 学 科 70%以上 看護学科 75%以上 【96】	96	・専攻医や研修医の執務スペースの確保等の勤務環境の整備を図り、処遇改善を検討するなど府内就職率の向上に取り組む。 ＜数値目標＞ 学生の府内就職率 医 学 科 67%以上 看護学科 72%以上 【医大】
	初期臨床研修後の医師の府内就職率 80%以上 【96】	97	＜数値目標＞ 初期臨床研修後の医師の府内就職率 78%以上 【医大】

第2期中期計画 【中期計画番号】		平成28年度計画	
		年度 計画 番号	計画内容
オ	附属北部医療センターにおいて、府北部地域を府立医科大学の教育研究の場として活用し、地域医療学講座を通じて、若手医師や看護師への教育・研修を行い、地域医療の幅広いニーズに対応できる総合診療力を備えた医師を育成するとともに、地域の病院や診療所と連携し、地域医療マインドを持った医師や高度な医療に対応することができる看護師を育成する。【97】	98	・地域医療学講座に所属する教員（医師）をはじめ、各診療科の医師がそれぞれの専門性や特色を生かし、研修医等の若手医師の育成を行う。 ・看護実践キャリア開発センターと連携し、研修等を通して地域において信頼される質の高い看護を実践できる看護師の育成を行う。 【医大】
(2)	地域医療に関する目標を達成するための措置		
ア	医師不足地域の医療機関との連携を推進するとともに地域医療連携室の体制強化を図り、患者紹介率及び逆紹介率を向上する。 ＜数値目標＞ 患者紹介率 逆紹介率 附属病院 55%以上 45%以上 附属北部医療センター 55%以上 90%以上 【98】	99	・附属病院では、施設訪問や意見交換を通して地域医療機関の医師や職員等と連携強化を進め、紹介患者数の増加につなげる。 ・北部医療センターでは、かかりつけ医制度を地域へ周知するなど連携を強化し、紹介率・逆紹介率の向上させる。 ＜数値目標＞ 患者紹介率 逆紹介率 附属病院 55.5%以上 45.5%以上 附属北部医療センター 53%以上 100%以上 【医大】
イ	附属北部医療センターにおいて、府立医科大学の附属病院として一体的な運営を行うとともに、北部地域の医療ニーズ対応し、中核病院としての役割を果たせるよう救急医療、在宅医療などの診療機能の強化、地域医療機関への医師派遣機能の強化や地域医療機関との災害、救急、臨床教育などの連携強化を図り、北部医療の充実を強力に推進する。【99】	100	・北部公的病院・市町・保健所と連携しながら、北部地域医療人材育成センターの取組や健康長寿コホート研究（丹後生き生き長寿研究）を推進する。 【医大】
ウ	地域の拠点病院として、緊急時に使用できる車両の整備などDMATの災害時体制を強化するとともに、災害発生時における病院機能を維持し、救急医療等の機能を発揮できるよう、設備や体制の充実・強化を行う。 ※DMAT: 災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム 【100】	101	・附属病院においては、DMATの体制維持に向けた人材の育成や災害時備蓄食糧を整備を行う。 ・北部医療センターにおいては、災害拠点病院としての役割を果たせるよう災害等発生時のDMAT等対応研修を北部関係医療機関で合同実施する。 【医大】
(3)	政策医療の実施に関する目標を達成するための措置		
	政策医療の中核病院として、都道府県がん診療拠点病院、小児がん拠点病院、及び肝疾患拠点病院等の診療や相談機能の充実強化を進め、国や府の政策と一体となった政策医療に取り組む。【101】	102	・最先端がん治療研究施設での陽子線がん治療の実施に向け、医療従事者（医師・医学物理士・放射線技師）の人材育成を行う。（No.62再掲） 【医大】
(4)	診療の充実・強化に関する目標を達成するための措置		
ア	基礎研究の臨床への橋渡しや再生医療等の高度な医療を積極的に推進する。【102】	103	・角膜内皮再生医療等の高度な医療の実現に向けた研究開発を実施する。 ・体細胞から作成した神経細胞（CiN 細胞）の臨床応用に向けた研究開発を実施する。 【医大】

第2期中期計画 【中期計画番号】		平成28年度計画	
		年度 計画 番号	計画内容
イ	病棟整備や地域医療連携の推進、医療相談機能や病院広報機能等の強化等を行うとともに、患者満足度調査等により患者ニーズを把握し、患者・診療サービスの向上を図る。 <数値目標> 患者満足度 入院 外来 附属病院 90% 80% 附属北部医療センター 90% 80% 【103】	104	・業務改善委員会や患者サポート・サービス向上部会で協議するとともに、患者向け広報誌の内容の充実に努める等、患者サービスの向上を図る。 <数値目標> 患者満足度 入院 外来 附属病院 90% 80% 附属北部医療センター 90% 80% 【医大】
ウ	感染防止対策や安全対策等を推進するため、啓発・研修の強化や医療従事者のリスクマネジメント意識の向上を図るとともに、診療機器管理体制等の充実・強化を図る。【104】	105	・職員の医療安全管理や感染防止対策に係る研修会を、全職員及び委託業者職員を対象として実施する。 【医大】
エ	総合情報センターの機能強化を行うとともに、個人情報を含む医療情報の厳格な保護と適確な管理を行う。【105】	106	・電子カルテシステムによる医療情報の厳格な保護及び利用者への研修を実施する。 ・情報漏洩防止等に関する注意喚起などセキュリティ対策を適宜行う。 【医大】
(5)	運営体制の評価と健全な経営に関する目標を達成するための措置		
	病院中期経営改善計画により経営目標を明確化し、病院運営の自律的な経営体制の確立を目指すとともに病床利用率の向上を図るなど、効果的かつ的確に対応する経営管理を強化する。 <数値目標> 病床利用率 附属病院 90%以上 附属北部医療センター80%以上 【106】	107	・附属病院では、日曜・祝日入院の試行に取り組み、患者サービス及び病床利用の向上に努める。 ・北部医療センターでは、地域医療連携の強化、正面玄関ロータリー等改修・駐車場の整備拡充などにより診療環境を向上させる。 <数値目標> 病床利用率 附属病院 85.5%以上 附属北部医療センター 80.0%以上 【医大】
Ⅲ	業務運営の改善等に関する事項		
1	業務運営に関する目標を達成するための措置		
(1)	理事長と学長のリーダーシップを効果的に発揮するため、定期的な調整会議を開催するなど、意思疎通を緊密化し、迅速な意思決定プロセスと機動力のある組織体制を整備する。【107】	108	・理事長と学長のリーダーシップを効果的に発揮するため、法人事務総長と各大学事務局長との会議等、定期的な調整会議の開催等により意思疎通を緊密化し、意思決定の迅速化を図る。 【共通】
(2)	法人・大学の各部門の権限及び責任の明確化や、法人・大学の各組織間の連携強化により、法人・大学の重要課題に的確かつ機動的に対応できるような、迅速な意思決定と機動力のある組織体制を構築する。【108】	109	・法人・大学の重要課題に的確かつ機動的に対応できるよう、迅速な意思決定と機動力のある組織運営を推進する。 【共通】
(3)	理事会、経営審議会、教育研究評議会において、外部有識者の意見等を法人運営や教育研究活動に的確に反映するための機能強化を図り、戦略的かつ機能的な法人・大学運営を行う。【109】	110	・経営審議会において、学外者の意見を的確に反映するため、外部委員が過半数となるよう制度構築を図るなど、法人・大学の審議機関の機能強化に取り組む。 【共通】

第2期中期計画 【中期計画番号】		平成28年度計画	
		年度 計画 番号	計画内容
2	人事管理に関する目標を達成するための措置		
(1)	特任教員、客員教員制度などを活用し、優れた学識、経験等を有する人材を確保するとともに、教員業績評価制度について、実態に即した制度となるよう適宜見直しを行い、多様な実績が適正に評価されるよう運用する。【110】	111	・特任教員、客員教員制度などの活用により、大学の教育、研究及び医療の質の向上に資する幅広い分野における優れた人材を確保する。(No.33一部再掲) 【共通】
(2)	雇用形態、勤務形態、給与形態等、柔軟性に富んだ人事制度の運用や、専門的な知識・技術の蓄積・継承が必要な業務分野における職員のプロパー化など、業務の必要性に応じた有為な人材の確保や配置を行う。【111】	112	・障害者雇用促進法の趣旨に基づき、障害者雇用を推進する。 【共通】
		113	・附属病院と北部医療センターとの人事交流を進め、組織の活性化、人材育成を図る。 【医大】
(3)	男女共同参画、ワークライフバランスについての啓発を行うとともに、労働環境の向上を図るため、男女ともに安心して勤務を継続できる体制を充実する。【112】	114	・「一般事業主行動計画」に基づき、女性が活躍できる職場づくりを進める。 ・学内保育所や病児保育室を円滑に運営するとともに、定員の増員など利用しやすい環境を整備する。 【共通】 ・相談窓口を設け、両立支援に向け、必要な制度紹介を行うほか、交流会等により意識改革を進める。 【府大】
(4)	高度な専門知識や創造性に富む職員を育成するため、府が行う研修等の活用や、SD(スタッフ・デベロップメント)活動を積極的に行う。 ※SD:大学職員の教育能力、資質の向上のための組織的な取組 【113】	115	・京都府や公立大学協会等が行う各種研修へ職員を派遣するとともに、SD研修を実施し大学職員としてのスキルアップを図る。 【共通】
3	事務等の効率化に関する目標を達成するための措置		
(1)	様々な状況の変化等に対しても的確かつ効果的に対応できる組織運営が行えるよう、適時適切に事務組織の体制見直しを行う。【114】	116	・事務事業や制度の変化等に対応できるよう適宜適切に事務組織の体制見直しを行う。 【共通】
(2)	情報基盤整備を計画的に行うことにより、事務作業の迅速化、効率化を図るとともに、複数の所属において実施されている同種の業務の集約、一元化を図り、事務処理を的確・効率的に進める。【115】	117	・学術認証フェデレーションへの参加条件である適切なアカウント管理を実施するとともに、情報漏洩等を防止するシステム構築などのセキュリティ対策を進める。 【医大】
IV	財務内容の改善に関する事項		
1	収入に関する目標を達成するための措置		
(1)	授業料や病院使用料・手数料等について、公立大学法人の特性を考慮しつつ、適正な受益者負担の観点から、毎年妥当性の検証・見直しを行うとともに、その確実な納入に取り組む。【116】	118	・授業料や病院使用料・手数料等について、適正な受益者負担の観点から検証を行う。 【共通】

第2期中期計画 【中期計画番号】		平成28年度計画	
		年度 計画 番号	計画内容
(2)	研究成果として創出された知的財産の権利化、知的財産の技術移転活動及び実用化を積極的に行う。【再掲】 【117】	119	・知的財産の取扱いに関する留意事項等をホームページに掲載するとともに、定期的に全学メールでの周知を行い、知的財産に対する教職員の意識啓発を行う。 【医大】 ・公開された特許等について、研究シーズ紹介フォーラムや展示会等でのPRを行う。 【府大】 (No.67再掲)
(3)	地域連携センター(府立大学)や新たに設置予定の研究開発・質管理向上統合センター(医科大学)において、的確な研究支援を行い、研究活動に係る信頼性を高め、外部研究費を獲得する。 ＜数値目標＞ 各教員は科学研究費を含む外部資金申請を年1件以上行う。【118】	120	・各教員は科学研究費を含む外部資金申請を年1件以上行う。 【共通】
2	経費に関する目標を達成するための措置		
	監査法人の意見や会計指導も踏まえ、財務状況の分析や管理経費の見直し、運営費交付金等の予算の重点的かつ効率的な経費配分に努め、教育、研究、臨床の質の向上を図りつつ、経費の抑制及び効果的な執行を行う。【119】	121	・財務及び会計業務について、適正な業務執行を図るため、SD研修等を受講する。 【共通】
3	資産運用に関する目標を達成するための措置		
	法人資産(施設、設備等)の運用・管理方針の明確化を行い、資産の適正な管理及び有効活用を図るとともに、法律で認められた範囲内で余裕資金等の効率的、効果的な運用を行う。【120】	122	・資産管理取扱基準に基づき、法人資産の適正な貸付により法人資産の有効活用を図る。 【共通】
V	教育研究及び組織運営の状況の自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項		
1	自己点検・評価に関する目標を達成するための措置		
	認証評価機関の指定する評価基準による自己点検・評価を引き続き実施し、課題や改善状況を明確にするとともに、大学認証評価や病院機能評価を受審する。【121】	123	・大学認証評価(平成29年度)に向けて自己評価委員会を開催するとともに、評価データを収集・整理するなど自己評価書の作成作業に着手する。 ・附属病院では、平成27年度に受審した病院機能評価受審結果を踏まえ、指摘・指導事項等の改善に取り組む。 【医大】 ・(独)大学評価・学位授与機構の認証評価において、「大学評価基準を満たしている」との認定を受ける。(No.38再掲) 【府大】
2	評価結果の業務運営への反映及び公表に関する目標を達成するための措置		
	内部監査等の自己点検・評価や第三者評価の結果を踏まえ、年度計画で改善に取り組むなど、教育研究活動及び法人・大学の運営改善に反映させる。また、年度計画の達成状況をホームページ等で迅速かつ積極的に公表する。【122】	124	・公立大学法人評価委員会で取組が遅れているとされた項目の改善状況をホームページ等で公表する。 【共通】

第2期中期計画 【中期計画番号】		平成28年度計画	
		年度 計画 番号	計画内容
Ⅵ	その他運営に関する重要事項		
1	施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置		
(1)	附属病院においては、府が策定した「京都府立医科大学附属病院整備計画」(平成25年度アクションプラン)に基づき、治療環境の維持や、経営見直し等を検討の上、老朽化した中央診療棟・病棟を改修し、手術室・集中治療室の拡充や最先端の放射線治療機器等の設置等、高度な医療に対応できる整備や病室の4床化等の療養環境の改善を進める。【医大】【123】	125	・附属病院において、MFICU(母体胎児集中治療室)の整備や老朽化した北病棟の解体・撤去工事及び精神科病棟移転のための病棟改修工事の準備に着手する。(No.93再掲) 【医大】
(2)	附属北部医療センターにおいては、高度・専門医療の充実、病室や外来診察室等診療環境の改善、災害拠点病院等として必要とされる施設整備を進め、一層の機能強化を図る。【医大】【124】		
(3)	教育機能の強化のため、府が策定した「京都府立大学整備プラン」(平成25年度アクションプラン)に基づき、精華キャンパスへの機能移転を含め、北山文化環境整備ゾーンにふさわしい開かれたキャンパスとなるよう施設・設備の整備や活用を進める。さらに、府立総合資料館、府立植物園等周辺施設全体の交流を促進する。【府大】【125】	126	・外部有識者等で構成する専門家会議を設け、幅広く意見を聴取してキャンパス整備の具体化への方向性を明確にする。 【府大】
(4)	施設の耐震化対策、狭隘化・老朽化の解消を推進し、安心・安全なキャンパス環境を創出するため、計画的な整備を行う。【126】	127	・河原町・広小路キャンパスでは、老朽化した施設や設備など必要な整備を実施する。 ・与謝キャンパスでは、正面玄関ロータリー等改修、駐車場の整備拡充やボイラー給水タンク取替工事等の工事を実施する。 【医大】 ・老朽化が著しい給排水・空調設備などについて優先度・緊急度に応じて必要な修繕を行うなど、安全なキャンパス環境を維持する。 【府大】
2	安全管理及び危機管理に関する目標を達成するための措置		
(1)	緊急時に迅速かつ的確に対応することができるよう、学生や教職員への啓発活動の実施、地域住民や関係機関との連携強化等により、危機管理体制の充実・強化を図るとともに、防災・減災対策を推進し、防災計画にもとづく訓練を通して、災害時や緊急時の対応力の向上を図る。【127】	128	・地元消防署等と連携し、実践的な防災訓練等を実施する。 【共通】 ・防災計画の見直し、防災(消防・避難)訓練の実施(年2回)、防火講習会などを実施するとともに、京都府総合防災訓練等へ参加する。 【医大】
(2)	災害拠点病院(北部医療センター)、広域避難場所(府立大学グラウンド)としての役割を果たすとともに、災害時に大学の人的・物的資源を十分に生かせるよう、地域や関係機関との連携を強化する。【128】	129	・北部医療センターにおいては、災害拠点病院としての役割を果たせるよう災害等発生時のDMAT等対応研修を北部関係医療機関で合同実施する。(No.101一部再掲) 【医大】 ・平成27年度に締結した飲料水確保の協定について、備蓄量の拡大等に向けた調整を行う。 【府大】
(3)	安全衛生管理委員会の取組を全学的に周知する等により教職員及び学生の安全衛生意識の向上を図るとともに、万一、事故等が発生した場合に迅速に対応ができるよう安全衛生管理体制を強化する。【129】	130	・安全衛生委員会の実施状況をホームページで公開するとともに、安全衛生委員会による職場巡視を実施する。 【共通】

第2期中期計画 【中期計画番号】		平成28年度計画	
		年度 計画 番号	計画内容
3	環境への配慮に関する目標を達成するための措置		
	教職員・学生等への省エネルギーの啓発等を行い、延床面積あたりのエネルギー消費量及び温暖化効果ガス排出量の削減を図るとともに、節電の取組等を通じて、環境に配慮した法人運営を行う。【130】	131	・エネルギー原単位あたりの消費量及び温暖化効果ガス排出量を可能な限り抑制するとともに、教職員への省エネルギー等に対する意識啓発を行う。 【共通】
4	人権に関する目標を達成するための措置		
	基本的人権の尊重や人権意識の向上を図るとともに、ハラスメント等の人権侵害の防止に取り組み、教職員・学生に対する相談、研修及び啓発活動等を充実していく。【131】	132	・全教職員及び学生の人権に対する意識を向上させるため、研修や授業を通して人権啓発(教育)を行う。 【共通】
5	情報発信及び情報管理に関する目標を達成するための措置		
(1)	教職員に学術情報の安心・安全な利用環境を提供するため、計画的に情報基盤を整備するとともに、ホームページ等を活用し、教育・研究・医療活動や法人の運営情報等の積極的な情報公開を行う。【132】	133	・学術機関リポジトリを利用して学位論文(博士)等を公表するなど、発信コンテンツを充実させる。(No.61再掲) 【共通】 ・安全なネットワーク利用のため新たに情報漏洩等を防止するシステム構築するなどのセキュリティ対策を進める。(No.117一部再掲) ・ホームページ等を活用し、教育・研究・医療活動や法人の運営情報等の積極的な情報発信を行う。 【医大】 ・情報処理室の機器更新により、安心安全な情報環境を確保する。 ・ホームページに行事の報告等ニュース関連の記事を年間50件以上掲載するとともに、大学記者クラブへの情報提供を年間36件以上行う。 【府大】
(2)	大学の目指す方向性や特色を鮮明にし、効果的な広報活動を展開するための戦略的な広報計画を策定し、多様な広報媒体を活用した広報の展開により、教育・研究の成果や医療活動の情報等を積極的に社会に発信する。【133】	134	・多様な広報媒体による大学・病院のPRのための戦略的な広報に取り組む。 ・研究成果のプレスリリース手法等、研究者向けの情報発信に関する研修会を開催する。 【医大】 ・ホームページの英語ページを見直し、海外発信力強化を図る。 ・キャンパスガイド、広報誌(年2回)を発行するとともに、動画コンテンツ(ミニ講義、ゼミビデオ)を学生の協力を得て作成し、ホームページで公表する。 【府大】

第2期中期計画 【中期計画番号】		平成28年度計画	
		年度 計画 番号	計画内容
(3)	京都府情報公開条例及び京都府個人情報保護条例に基づき、学生・患者情報等の個人情報等の適切な管理を行うとともに、教職員の情報リテラシー向上のための研修の実施等、情報セキュリティ対策を充実・強化する。【134】	135	・教職員等から収集したマイナンバーについて、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）に基づき適正に管理する。 【共通】
		136	・情報管理等に関する研修を実施するなどセキュリティ対策を適宜行う。 【共通】 ・京都府個人情報保護条例に基づき、カルテの開示請求時の個人情報等を適切に管理する。 【医大】 ・サポート切れに伴うソフト更新等の指導強化を図る。 【府大】
6	法人倫理に関する目標を達成するための措置		
(1)	法令や社会的規範に基づく適正な法人運営を行うために、内部監査の実施結果を公表し、透明化をさらに進めるなど、コンプライアンス（法令遵守）推進等のための仕組・取組を充実・強化する。【135】	137	・内部監査の実施結果をホームページにより公表する。 【共通】
(2)	研究活動の不正防止、法令、社会的規範、行動規範や法人が定める関係規程（「京都府公立大学法人コンプライアンス推進規程」「知的財産ポリシー」「利益相反ポリシー」「臨床研究利益相反指針」）等の遵守を徹底するため、研修や倫理教育の充実・強化を行い、大学の使命や社会的責任を果たす法人運営を行う。【136】	138	・研究費の不正使用防止のため、公的研究費の執行に関する説明会、コンプライアンス教育、科研費等を対象とした内部監査など不正防止対策を実施する。 ・研究倫理に関する研修会の開催やeラーニングの活用により、教職員・学生等に対する研究倫理教育を徹底する。 【共通】
(3)	研究開発・質管理向上統合センターを新設し、基礎研究から臨床研究・実用化までの一貫した支援・指導と研究倫理教育を重点的に実施するとともに、モニタリング、データ管理、監査を行うなど、医学研究全般の科学性・倫理性を適正に担保し、研究の質管理を一元的に行う。【医大】【再掲】【137】	139	・研究開発・質管理向上統合センターにおける研究活動の支援や不正防止に向けた取組を、継続的かつ安定的に行えるよう新たに利用料金制度を導入する。（No.72再掲） 【医大】
7	大学支援者等との連携強化に関する目標を達成するための措置		
	大学支援者を拡大するため、同窓会組織等との連携・交流の取組強化を進める。【138】	140	・大学が進める重点プロジェクトや個人寄附税額控除制度等をPRし、卒業生からの資金等の協力を求める取組を行う。 【共通】

VII その他の記載事項

1 予算

平成28年度 予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金(京都府償還負担金含む)	9,233
自己収入	33,670
授業料及び入学金検定料収入	2,009
附属病院収入	31,460
財産処分収入	6
雑収入	195
受託研究等収入及び寄附金収入	1,281
長期借入金収入	451
計	44,635
支出	
業務費	40,977
教育経費	420
研究経費	1,030
診療経費	16,003
教育研究支援経費	118
一般管理費	530
人件費	22,876
財務費用	354
施設整備費等	622
受託研究等研究経費及び寄附金事業費等	1,281
京都府償還負担金	1,401
計	44,635

2 収支計画

平成28年度 収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
費用の部	43,300
経常費用	43,300
業務費	41,029
教育経費	420
研究経費	1,727
診療経費	14,902
教育研究支援経費	118
受託研究費等	341
役員人件費	17
教員人件費	7,792
職員人件費	15,067
一般管理経費	645
財務費用	42
減価償却費	2,229
収益の部	43,300
経常収益	43,300
運営費交付金収益	7,832
授業料収益	1,733
入学金収益	222
検定料収益	54
附属病院収益	30,915
受託研究等収益	347
寄附金収益	839
雑益	646
資産見返勘定戻入	382
資産見返物品受贈額戻入	330
純利益	0
総利益	0

3 資金計画

平成28年度 資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	49,972
業務活動による支出	43,381
投資活動による支出	622
財務活動による支出	354
京都府償還負担金	1,401
翌年度への繰越金	4,214
資金収入	49,972
業務活動による収入	45,307
運営費交付金による収入(京都府償還負担金含む)	9,233
授業料及び入学金検定料による収入	2,009
附属病院収入	31,460
受託収入	341
寄附金収入	940
その他の収入	1,324
財務活動による収入	451
前年度よりの繰越金	4,214

4 短期借入金の限度額等

(1) 短期借入金の限度額

ア 限度額
25億円

イ 想定される理由

運営費交付金の交付時期と資金需要の期間差及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借り入れすること。

(2) 不要財産の処分に関する計画

なし

(3) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

(4) 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育、研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

(5) 京都府公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則で定める事項

ア 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
(本院・北部)大型診療機器整備 (本院)老朽施設・設備整備 (北部)老朽施設・整備整備 (府大)下鴨キャンパス5号館空調設備工事	総額 622	運営費交付金 京都府貸付金 附属病院収入

イ 人事に関する計画

第3の3「人事管理に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

ウ 積立金の使途

なし

5 収容定員

平成28年度		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
医科大学	医学部医学科	107人	107人	107人	107人	107人	107人	642人
	医学部看護学科	85人	85人	85人	85人	—	—	340人
	医学研究科	80人	80人	70人	70人			300人
	保健看護学研究科	8人	8人	—	—			16人
府立大学	文学部	100人	103人	109人	109人			421人
	公共政策学部	100人	100人	106人	106人			412人
	生命環境学部	204人	210人	218人	218人			850人
	文学研究科	25人	25人	7人				57人
	公共政策学研究科	16人	16人	4人				36人
	生命環境科学研究科	100人	100人	15人				215人